

平成28年労第124号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在のC店に配属され、営業業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、C店内の階段で足を踏み外して負傷した。

請求人は、同日、D病院に受診し「右腓骨遠位端剥離骨折、右足根骨剥離骨折」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の訴え及び障害補償給付支給請求書裏面のD病院E医師作成の診断書から、右足関節及び右第1趾の機能障害とこれら部位の神経症状と認められる。

(2) 右足関節及び右第1趾の機能障害についてみると、上記診断書及び障害認定調査における測定によれば、これら部位に可動域制限が認められているところ、F医師及びG医師は、各意見書において、骨折による機能障害ではなく骨折部の疼痛によるものである旨所見を述べている。この点、上記診断書には、X線写真の所見により右腓骨遠位部に剥離骨折の骨片が残存しているとされているのみであり、明らかな異常所見は認められていない。当審査会としても、改めて一件記録を精査したが、上記F医師及びG医師の意見は妥当であり、決定書理由に説示のとおり、請求人の右足関節及び右第1趾の可動域制限は、骨折部位における疼痛によるものと判断することが妥当である。

(3) そうすると、当審査会としても、請求人に残存する障害は受傷部位である右足関節及び右第1趾の神経症状と認められるところ、その障害の程度は、決定書理由に説示のとおり、障害等級第12級の12「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当するものであると判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。